

# たくま便り

第1号

明けましておめでとうございます。

本年もよろしく申し上げます。

## はじめに

私達の住む地域は、新たな基地は要らないという人々が大多数です。しかしその意思を示す場所がなかなか与えられません。誰もが声を出せる地域にすることが、地域を活気づけ、地域興しの始まりになるのではないのでしょうか。私が選挙に出ることによって、議員になることによって、少しでもその大多数の意思を示す事になればよいと考え立候補しました。「基地は要らない」代わりに、何をなすべきかをみんなで考えて行きましょう。

1票差での次点に異議を申し立て同数と認定されてから半年後、名護市議から県議選に立候補者が出たため欠員が生まれ、昨年6月5日に晴れて当選証書を受け取ることになりました。これも皆様のあきらめきれないという強い気持ちの現われだと、感謝しています。去年は両親が亡くなるなど様々な理由で活動報告ができませんでしたが、今年からは「たくま便り」として定期的に活動報告をしたいと思います。新たな気持ちでがんばります。今後とも切磋琢磨いたしますので、ご指導、ご声援のほどよろしくお願い致します。



名護市民会館にて2008年6月5日名護市選挙管理委員会委員長大城清利氏より当選証書を授与された時に仲間と撮った写真です。

## 所信表明

6月議会の初日に特別に所信表明の機会を与えられました。ぜひ目を通して下さい。

この度このような機会を与えて頂き、議長をはじめ名護市市会議員の皆さんにお礼を申し上げます。ご紹介いただいた、東恩納琢磨と申します。

私は11年前土建会社に勤め、道路建設に携わっていました。

地域が便利になり、地域の人々に喜んでもらえるという実感から道路を造る仕事に誇りとやりがいを感じておりました。

しかし、11年前の1997年、普天間基地の代替案として、この名護市に新たな基地建設の計画が持ち上がり私の人生は一変しました。

地域住民の環境や生活を破壊するのが軍事基地です。それは沖縄の歴史が物語っています。公共工事の名のもとに地域に喜ばれることなく、基地建設という地域に迷惑な施設を作る仕事に従事する、自分にはそんな選択しかないのかと、私は悩みました。

そして、いや、違う道があるはずだ、その違う道を選択しよう、基地建設はいらぬ、そう思い勤務していた土建会社を辞めました。

その年の暮れに、私の決断が正しかったのだと、希望を与えるできごとが起きました。名護市民の住民投票です。

大切なことは皆で決めよう、と名護市民は住民投票を構想し選択したのです。

結果、辺野古に新たな基地はいらぬという市民の意志がはっきりと示されました。

ではなぜ、名護市民は新しい基地はいらぬと、意思表示したのでしょうか。基地建設予定地は、名護市民の大多数が住む市街地から離れています。もし新しい基地ができて、大多数の市民の生活にはあまり悪影響は無いただろうという情報が当時出回っていました。基地を受け入れることによって、多くの交付金が期待できるとも言われていました。

それでも、名護市民は基地誘致にNOを出したのです。

基地といういやなものを、人口の少ない地域、弱いところ、力のないところに押し込めて、それで市の財政を潤うすという、そういう誰かの犠牲の上に成り立つ社会構造に、市民はストップをかけたのだと思います。そのことは、問題は皆で知恵を出し合って解決していこうという、共生、共存の道を、名護市民はあの投票で示したのだと思います。あの投票は、沖縄の良心の表れだったのです。

あの結果を見たとき、私は、この町に住んでいいのだ、これからも住めるのだ、この町に住み続けたいと思いました。

そして、積極的に市民として自分たちの政治に関っていこうと、思うようになりました。

あれから11年、私はここに住み続けています。そして基地はいまだ造られていません。国によるボーリング調査の強行や、違法なアセスの事前調査などの厳しい状況の中で、私が基地いらぬの思いを貫けたのも、原点である住民投票があったからです。

そしてその11年の間に、人と人との絆が広がり、仲間とともにいろいろな知恵を出し合ってきました。どうしたら基地に頼らずに、名護市を活性化していけるかを模索してきました。

その中で一番の成果は、豊かな海の再発見・再発掘だと思います。

名護市の東海岸の海には世界的な保護動物であり、日本の天然記念物であるジュゴンが棲んでいます。そして、ユビエダハマサンゴの群落や、アオサンゴの群落があいついで発見され、世界的に見ても、私たちの海は、とても貴重だと言うことが明らかになりました。

このすばらしい自然を活かすために、名護市の東海岸地域にジュゴンの保護区を造り、豊かな海と市民が共生して町おこしをしていける体制を、市を上げて進めるべきです。

議員の皆さん、皆さんの中には、基地の誘致に賛成しておられる方もいると思います。その方々も、名護市を住みよい町にして行きたいという思いは、私と変わらないと思います。その方々も含めて、皆さんに聞きたい。この10年余りの間で、進むべき道がはっきり見えてきたのではないかと。基地の見返りの北部振興策が地元を潤さず、中小・零細企業がどんどん潰れていきました。基地建設をはじめとする巨大公共事業は、ゼネコンに利益が吸い取られるだけで地元は何のメリットも無いこともわかってきました。国からの交付金にいつまでも頼ることはできないと、誰もが認識するようになったのです。また、振興策にまつわる癒着や汚職といったもので、新聞や週刊誌で名護市が全国に知られるようになりました。大変不名誉なことです。名護市の未来ためにとるべき道は、住民投票で起こった市民の主体性のエネルギーを地域の力に発展させていくことであり、国の決定ありきで、市民の意志を二の次にする様な考え方は、おかしいと思います。市民のために政治や経済があるのです。市民が基地を望まないのであれば、まずそれを優先し、基地に頼らないでどういう市の運営をしていくのか、今よりももっともっと市民に意見を言う機会を与え、市民とともに考えていくのが私たち市議会の仕事だと思います。米軍基地という、負の遺産を子どもたちに残すのではなく、郷土愛を育むような地域の特色を活かした市民参加型の社会を築くべきです。

11年前、ジュゴンの保護区を造ることや、私が市会議員になる事などまったく考えられないことでした。しかし、諦めなければ実現可能になるのです。

どうかここにおられる皆様、この沖縄に吹いている新しい風を認識して下さい。ぬるま湯に漬かるのではなく自ら変えて行く、そこに可能性が生まれるのです。私も先輩名護市議員の皆さんと共に切磋琢磨し名護市の地域力を全国に発信していく努力を惜しまないことをお誓い申し上げ、私の挨拶と変えさせていただきます。

どうもありがとうございました。



議会での初の発言の様子・ジュゴンの等身大のパネルとジュゴンのぬいぐるみを参考資料として登場させました



# 一般質問 2008 年

最初の 6 月定例議会から 9 月・12 月と三回連続して一般質問を行いました。

6 月議会	9 月議会	12 月議会
1. 基地問題について 2. ジュゴンのまち造りについて 3. 二見以北 4 小学校の統合について 4. 名護市有地について	1. 基地問題について 2. ドクターヘリの存続について 3. 名護市ふるさとまちづくり基金について 4. ジュゴンのまち造りについて 5. 二見以北小学校の統合について	1. 辺野古新基地建設問題について 2. IUCN の「2010 年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進」勧告について 3. 羽地大川取水せきについて 4. 沖縄ユーカーリファームについて 5. 二見以北四小学校統合について 6. 文化財について 7. 名護の市有地について

☆ 市当局との答弁については項目ごとにまとめて次回報告します。

## わたし達のふるさとは世界から注目されています！！

### IUCN から三度目のジュゴン保護勧告！！

スペインバルセロナで昨年 10 月 5 日から 15 日まで IUCN 世界自然保護連合の総会が開かれ、私も名護市議会議員として、大会に参加しました。

そして、日本の環境団体から出されていた、ジュゴン保護の勧告案が賛成多数で可決されました。この勧告では日米政府に対して、辺野古沖新基地建設に関して、ゼロオプション（環境への影響が回避できないと判断された場合に、計画そのものを断念する選択）を含む、環境アセスメントの実施を求めています。

### IUCN 総会の会場で、参加者へ呼びかけ署名を集めました



又「国連国際生物多様性の年」となる 2010 年に、特にジュゴンの保護を促進することがこの決議で打ち出されました。2010 年には世界中が、私達の海を注目するのです。私達の海は素晴らしいという誇りを持って、ジュゴン保護とともに、地域を発展させていきましょう。

今回の決議を受け、新しく国に対してジュゴン保護を求める署名を始めました。ぜひご協力ください。

### アメリカでのジュゴン訴訟に勝訴！！

2003 年より始まったジュゴン訴訟の判決が昨年 1 月に出ました。サンフランシスコ地裁は米国防省に対して、アメリカの文化財保護法の下に日本の天然記念物であるジュゴンを守る義務を負うとして、米国防省がジュゴン保護のための手続きを踏んでいないと判断。90 日以内に、基地建設が与えるジュゴンへの影響を調査し、環境影響評価(アセスメント)の結果をまとめた文書を提出するよう求めました。

アメリカ国防省の提出した文章は、日本政府によって行われた環境アセスは十分であるという内容でした。

それに対して私達原告側は日本の環境アセスには、ゼロオプションがないこと、日本政府が地元住民と十分な話し合いをして、正しい情報を入手しているとはいえないことなどと記載した文章を提出しました。

現在は、サンフランシスコ地裁の判断を待っていますが、米国防省側はジュゴン保護を十分に考慮しているという新しい証拠は提出していないことから、文化財保護法違反と言う判決が出されることが期待されています。

私達はこの裁判を通して、日本の環境アセスのずさんさと新基地建設と環境保護は共存できないと言うことを訴え、国際・国内世論を味方につけたいと思います。

### 2007 年 11 月結審の傍聴に駆けつけた仲間達とサンフランシスコ地裁前を行進

